

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年8月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「令和元年8月1日の協議書に基づく中で、県が〇〇に係る〇〇の件で、〇月〇日に〇〇（以下「〇〇」という。）（〇〇関係者）に県が聞き取りした時の参考資料及び協議書伺い報告書関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年8月23日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「実施機関は、電話による聴取であったため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在するため」として、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年8月26日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類R1. 8月1日の協議書で回答するとした協議書類に付けた関係書類があるので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている公文書は、電話による聴取であったことから、本件請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在である。

以上により、実施機関は条例第12条第3項の規定により本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月14日	諮問
令和7年1月27日 第2部会（第19回）	審議
同 年2月18日 第2部会（第20回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

審査請求人は、〇〇の件について、県がどのように対応したのかわかる公文書が存在する旨主張している。

これに対して、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関は弁明書において、審査請求人が開示を求めている公文書は電話による聴取であったことから文書は保有していないと主張している。

また、〇〇に電話で聞き取りした内容は「〇〇が〇〇を売却している。」との通報があったため、その事実確認を行ったとのことである。

実施機関における公文書の作成については、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条において「原則として意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定められているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明

に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	